

## ニュースレター

2021年10月

連絡先：

**Alvira Wahjosoedibjo**  
Associate Partner  
[alvira.wahjosoedibjo@bakermckenzie.com](mailto:alvira.wahjosoedibjo@bakermckenzie.com)

**Rinaldo Aditya**  
Senior Associate  
[rinaldo.aditya@bakermckenzie.com](mailto:rinaldo.aditya@bakermckenzie.com)

**Yesi Samosir**  
Associate  
[yesi.samosir@bakermckenzie.com](mailto:yesi.samosir@bakermckenzie.com)

日本語でのお問い合わせは、  
井上洋子まで：  
Yoko Inoue (井上 洋子)  
+65 6434 2605  
[yoko.inoue@bakermckenzie.com](mailto:yoko.inoue@bakermckenzie.com)

## インドネシア：法務人権大臣が規程を公布 一定の要件を満たす外国人のインドネシア入国 を認める

### 概要

インドネシア政府は、ここ数週間インドネシア国内の様々な地域における公共活動制限の制限 (PPKM) レベルを引き下げている。これを受けて、法務人権大臣 (MOLHR) は、インドネシアの経済回復を更に支援するため、2021年9月15日、新型コロナウイルス感染への対応と国家経済回復時期における入国ビザおよび滞在許可の付与に関する2021年法務人権大臣規程第34号(「規程第34号」)を公布した。

規程第34号は、2021年9月15日から施行され、2021年法務人権大臣規程第27号を改正した。

### 項目

#### 重要な変更点

- a. インドネシアへの入国基準について
- b. 入国ビザの付与について
- c. 新しい滞在許可の付与について

\*\*\*\*\*

#### 重要な変更点

#### インドネシアへの入国基準について

規程第34号の発行以前は、訪問ビザや一時滞在ビザ(VITAS)を既に保持している外国人であっても、インドネシアへの入国は許可されていなかった。これが規程第34号の発行により変更され、関連当局が定める一定の健康プロトコルを満たす限りにおいて、以下の外国人はインドネシアへの入国が認められるようになった。

1. サービスビザ保有者
2. 外交ビザ保有者
3. 訪問ビザ保有者
4. 一時滞在ビザ(VITAS)保有者
5. サービス滞在許可保有者
6. 外交滞在許可保有者
7. 一時滞在許可(ITAS)保有者
8. 定住許可(ITAP)保有者
9. 輸送・交通機関の乗務員
10. APEC ビジネストラベルカード保有者
11. 伝統的な国境通過者

インドネシア国外から渡航する外国人は、新型コロナウイルスのPCR検査が陰性である証明、および新型コロナウイルスのワクチン接種(必要とされる回数)を完了していることを示す証明書

を携帯しなければならない。ただし、この要件は、船舶を使用してインドネシアに入国する外国人輸送乗組員には適用されない。さらに、12歳未満の外国人も新型コロナウイルスのワクチン接種完了の証拠提出義務を免除される。

なお、インドネシア政府は、外国人が新型コロナウイルスの感染率が高い国から入国する場合、入国を拒否することができる。

## 入国ビザの付与について

インドネシア政府が新型コロナウイルスのパンデミックの終息を宣言するまで、ビザなし入国措置と到着時ビザの付与は一時的に停止される。外国人のスポンサーは、適用される法規に沿って外国人がインドネシアで行う活動に基づき、入国管理局長官に訪問ビザや一時滞在ビザ(VITAS)を申請でき、申請書は、以下の書類とともに電子的に申請できる：

- 新型コロナウイルスのワクチン接種(必要とされる回数)を完了した証拠
- インドネシアで適用されるすべての健康プロトコルを遵守する意思の表明書
- 健康保険/旅行保険を有する証拠、および/またはインドネシア滞在中に新型コロナウイルスの影響を受けた場合に独自に支払を行う意思の表明書

## 新しい滞在許可の付与について

現在インドネシアに滞在しており、母国に帰国できない滞在許可保持者は、新しい訪問ビザ(Visit Visa)、または一時滞在ビザ(VITAS)(該当する場合)の取得後、新しい滞在許可の付与を受けられる。外国人のスポンサーは、関連する申請書を入国管理局長官に電子申請する必要がある。新しい訪問ビザが発行されると、これは当該外国人の訪問滞在許可証となる。当該外国人が一時滞在ビザ(VITAS)を取得した場合、一時滞在許可(ITAS:通常は外国人のインドネシア到着時に発行される)は、当該外国人が居住する地方の入国管理局に出頭報告した後に発行されることになる。

[www.hhp.co.id](http://www.hhp.co.id)

HHP Law Firm  
Pacific Century Place, Level 35  
Sudirman Central Business District  
Lot. 10  
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 52-53  
Jakarta 12190  
Indonesia

電話 : +62 21 2960 8888  
ファクス : +62 21 2960 8999